



2018.11.20

号外

発行所 大阪市教職員組合 TEL (6942) 3561(代) FAX (6943) 8039 発行人：岡本 共右

中学校給食の全校実施を踏まえ栄養教諭の市独自加配を求める！ 支援を要する園児に対応する更なる加配教員を配置せよ！ 市教組は教育委員会の回答に対して厳しく指摘！

市教組は11月20日、人事異動の基準等に関する事務折衝を行った。事務折衝では、10月30日に申し入れを行った「2018年度末人事異動ならびに2019年度教職員定数改善に関する要求書」の要求項目に対して、教育委員会より現時点での考え方が示された。市教組は、教育委員会の回答に対して、講師不足については、なお一層の努力を求める、また、支援を要する園児に対する幼稚園教員の更なる加配や、栄養教諭の市独自の加配について追加質問を行った。いずれの回答についても、現時点では我々の要求に応えるものになっていないことから、教育委員会に対し再考を求めるとともに、これまでの交渉経過を踏まえ、誠意を持って回答するよう強く要望した。

※交渉内容は以下のとおり

組…市教組 市…教育委員会

組： まず初めに、前回の交渉で提出した要求書ならびに申し入れ交渉での要求や質問に対する回答を求める。

市： それでは、要求書の中で交渉事項としているものについて、現時点での私どもの考え方を説明いたします。

5. 「中学校における兼務発令（試行）」については、兼務発令者の負担軽減を求めるとともに、課題解消に向けて取り組むこと。

(下線部のみ回答)

課題解消のうち兼務発令者の負担軽減につきましては、可能な限り近隣の学校における兼務発令を実施するなど、引き続き努力してまいりたいと考えております。

14. 過員状況の解消にあたっては、退職・転任が強制されないよう指導すること。

過員につきましては、早期に解消を図る必要がございます。校園長に異動に関する意向をお伝えいただくことが、ご本人の申告内容を参考にする上で必要ですので、ご協力をお願いしたいと考えております。

なお、異動候補者の決定に当たっては、ご本人に対し十分な説明を行うよう校園長に周知してまいりたいと考えております。

15. 教職員の再任用については、本人の希望を尊重し全員採用を行うこと。

教職員の再任用につきましては、定年退職後から年金を受給するまでの期間に収入の空白期間が発生しないようにするため、これまでの再任用制度を活用することによって雇用と年金の接続を図ってきたところでございます。

なお、任用に当たっては、選考基準に基づき適切に実施してまいります。

16. 定年前の退職勧奨や強要が行われないよう指導すること。

定年前の退職を強要する考えはございません。

なお、校園長に対しても十分に周知してまいりたいと考えております。

17. 通勤事情や保育事情、看護・介護事情等がある教職員の人事異動に関しては、十分配慮すること。

通勤時間や保育事情等の個別事情につきましては、配慮してまいりたいと考えております。

また、保育所経由通勤者につきましては、自己申告書に、その通勤経路等を記入できることとし、人事異動に当たり、これまでも可能な限り配慮してきたところですが、今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

なお、看護・介護事情を有する方への配慮につきましては、個別の事情でございますので、画一的に対処するのではなく、各校園長より十分お話しをお聞きして対処してまいりたいと考えております。

18. 転任や残留等については、本人の希望を尊重すること。

19. 外国人多住地域の学校や人権教育を推進する学校への転任を希望する教職員、特別支援学級を希望する教員、特別支援学級から普通学級を希望する教員については、本人の希望を尊重すること。

教職員の人事異動は、同一校園勤務の固定化を排除し、積極的な異動を行いたいと考えております。異動に当たっては、教職員の申告内容を参考としながら、校園長の意向を尊重して機械的・画一的な実施にならないようしてまいりたいと考えております。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話しいただきますようお願いいたします。

20. 同一校園勤務が10年以上の者（新規採用後同一校園に6年以上勤務する者）については、市教委の定めている「特別な事情」以外でも、校務運営の事情や本人の心身の事情及び家族の介護の事情等の場合は、「特別な事情に準ずる扱い」とすること。

同一校園勤務の上限を超えて異動の対象外とすることができる「特別な事情」に関しましては、昨年度までも極めて限定的に運用してきた経過がございます。

なお、個別の事情につきましては、校園長より十分お話しをお聞きしてまいりたいと考えております。

21. 同一校園勤務が6年を超える者（新規採用後同一校園に4年以上勤務する者）は、転任や残留については本人の意向を尊重すること。

同一校園勤務の上限に達していないⅠ項該当者及びⅡ項該当者につきましては、従前のおり、異動を図ってまいりたいと考えております。同一校園勤務の上限に達している者は原則として異動を行うこととしており、同一校園勤務の上限に達していない者は異動対象者としております。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話しいただきますようお願いいたします。

22. 同一校園勤務が6年以下の者については、教育上支援を要する学校や特別支援学級への転任を希望する場合、また、遠距離通勤者や近親者の同一校勤務など特別な事情のある場合は転任の希望を認めること。

Ⅲ項該当者の異動につきましては、異動方針実施要領の「特別な事情」のある場合に限り異動を図ってまいりたいと考えております。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話しいただきますようお願いいたします。

25. 学校事務職員の人事異動については、民主的かつ公平に行い、本人の希望を十分尊重すること。

(1)教職員人事異動実施要領に基づいた人事異動を確実に実施すること。また、職場実態を十分踏まえ、本人の意向を十分尊重すること。

人事異動につきましては、異動方針実施要領に基づき実施してまいりたいと考えております。原則として、6年以内に異動を行うとしており、上限を超えて異動の対象外とすることができる「特別な事情」に関しましては、これまでも極めて限定的に運用してきております。

なお、異動対象者の中から校園長が異動候補者を決定することとしておりますので、ご本人の異動に関する意向については、自己申告書に詳細に記入の上、校園長と十分お話しいただきますようお願いいたします。

組： 次に、申し入れ交渉時における追加質問に対する教育委員会の回答を求める。
市： それでは追加質問に対する現時点での考え方を説明いたします。

【講師不足について】

病休者をはじめ産育休者の代替が配置されていない学校があり、学校運営に支障をきたしている状況にある。

合わせて、首席や新任教諭の配置に対する加配教員が配置されていない学校も相当数ある。代替者や加配教員の配置は、教育委員会が責任をもって行うべきものである。

これについて、教育委員会の見解と具体的方策を求める。

講師の配置につきましては、教育委員会の責務であり、主体的に進めるべき事項であると考えております。

教育委員会では、この間、教諭で退職を上回る採用を行うことで、年度当初の発令数を減らして一定の待機者を生み出すことにより、年度途中の配置に備えるようにしております。また、教員採用選考テストの大阪市立学校園現職講師特例の実施、地下鉄駅へのポスター掲示や映画とのタイアップ広告などのPRの強化、ハローワークを通じた求人募集など、さまざまな方策を講じているところでございます。

しかしながら、本年度においては、産育休に伴う配置要件が多く、また、特別支援学級の増加に伴い待機者の生み出しが困難となったことも相まって、依然として講師の配置に遅れが出ております。また、ご指摘の首席軽減や初任研対応の時間講師の未配置校は小学校18校、中学校15校あるという状況であり、皆様方に大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく思っております。

私どもといたしましては、この状況を重く受けとめ、これまでの取組に加え、新たに区役所と連携した講師募集や民間求人サイトへの掲出などに取り組んでおります。

また、講師の通勤手当について、月の途中であっても採用日から通勤手当を日割りで支給できるよう、平成30年8月に関係規則を改正いたしました。

講師の確保にはなお厳しい状況の下ではございますが、関係機関と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に懸命に取り組んでまいります。

【裏面に続く】

【幼稚園の課題のある園児の対応について】

市立幼稚園には、様々な課題のある園児が在籍している。

しかしながら、課題のある園児を支援する教職員があまりにも少なく、保育に支障をきたしている状況にある。

これについても、教育委員会の見解と具体的方策を求めらる。

これまで、教育委員会といたしましては、こども青少年局から予算配付を受け、保育中の特別支援教育から保育後の預かり保育まで担当する支援担当講師を全幼稚園に加配し、幼児教育充実に向けて取組を進めてまいりました。また、支援を必要とする園児には介助アルバイトを全園に配置し、対応してきたところです。

支援を要する園児の受け入れ率は増加しており、今後とも、各園の実態把握に努めるとともに、質の高い幼児教育の維持と更なる幼児教育の充実に向け、非常に厳しい財政状況の下ではございますが、予算主管であるこども青少年局に強く働きかけるなど、必要な要員の確保のために今後とも努力してまいります。

【栄養教職員について】

栄養教諭について、中学校給食の全校実施により、今後、中学校における栄養教諭の異動や配置はどのようにするのか、市教委の見解を求めらる。

栄養教諭は、「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」教員として、その専門性を生かし、食に関する指導における全体計画や実践等で中心的な役割を果たすとともに、学校給食の管理において、栄養管理や衛生管理等に取り組み、学校内における教職員間及び家庭や地域との連携・調整で要として求められる重要な職と認識しております。

栄養教諭の標準定数は、学校給食単独実施校のうち、児童・生徒数 550 人以上につき 1 名、550 人未満は 4 校につき 1 名という措置であり、全校配置は困難な状況でございます。なお、未配置校については、栄養教諭が周辺校を巡回するなどにより食育の推進を図っており、中学校については、より効果的な配置に努めております。

中学校における異動につきましては、ご本人の異動に関する意向を自己申告書に詳細にご記入の上、校長と十分お話しいただきたいと存じます。

私どもといたしましては、本人の申告内容を参考としながら、校長の意向を尊重して検討し、機械的・画一的な実施にならないようにしてまいりたいと考えております。

【再任用について】

再任用制度についてであるが、我々としては、希望者全員の雇用は当然のこととして、すべての教職員が希望の勤務形態で働けることを強く求めらる。

また、勤務形態による給与と年金との併給額については、再任用教職員にとって重要な問題であるので、この点についての説明を求めらる。

再任用教員の任用につきましては、再任用教員の採用選考等に関する要綱に定める選考基準に基づき、適切に実施してまいります。なお、選考基準そのものについては昨年度からの変更点はございません。

勤務形態につきましては、短時間勤務者の枠に限りがありますが、希望者の個別事情に応じて、可能な限り配置できるように努めてまいります。

年金が一元化されたことに伴い、月ごとの給与と年金を併せた併給額が、28 万を超えた場合に、超えた年金部分が 1/2 となります。

勤務形態とその影響額につきましては、別紙「再任用教諭の年収試算例」のとおりでございます。

また、週 20 時間から 30 時間までの非常勤教職員について、雇用契約内容によっては社会保険の加入対象者となることに変更はございません。このことについては、再任用を希望する教職員に対し、再任用希望調査の中で周知してまいります。

【首席、指導教諭について】

首席、指導教諭の現状と今後の配置状況についての説明を求めらる。

首席、指導教諭の現状としましては、首席については、小学校 163 校、中学校 99 校、高等学校 16 校で配置しており、指導教諭については、小学校で 68 名、中学校で 50 名、高等学校で 8 名を任用しております。

首席につきましては、今後も引き続き配置数を増やしていけるよう、国に対し、首席のマネジメント加配の改善を要望してまいりたいと考えております。

また、指導教諭につきましても、教科、分野、活動区域などの要素に応じ、引き続き、優秀な人材を登用してまいりたいと考えております。

【統廃合校園における人事異動について】

今年度末で、鶴橋中学校と勝山中学校が統合され桃谷中学校となる。また、堀江幼稚園、西船場幼稚園の廃園が予定されている。

これらの学校園に在籍する教職員の人事異動については、当然、本人の希望が尊重されるべきであると考えらるが、教育委員会の見解を求めらる。

今年度末に統廃合によって、鶴橋中学校、勝山中学校が、来年度から桃谷中学校となる予定です。幼稚園においては、今年度末で堀江幼稚園、西船場幼稚園が廃園となる予定です。統合及び廃園により、今年度末で閉校・廃園となる鶴橋中学校、勝山中学校、堀江幼稚園、西船場幼稚園で勤務する教職員は、全員が異動対象となります。

しかしながら、これまでも、統合や校区変更の対象校につきましては、学校が変更になる児童等への影響を鑑み、人事異動において一定の配慮を行ってまいりました。

当該校園の教職員につきましては、今年度末に統合等による人事異動となることから、適切に行ってまいります。また、ご本人の意向についても、校長から丁寧にお話をお聞きしてまいりたいと考えております。

組： ただいま、教育委員会より、要求書に対する見解、および、申し入れ交渉時における追加質問に対する現時点での考え方が述べられたところである。

それでは、ただいまの回答について、なお、質したいことがあれば。

組： まず、講師不足については、教育委員会の一定の努力は認めるが、教育保障の観点から、児童・生徒への影響を考えると看過できない問題である。教育委員会のなお一層の努力を求めらる。

次に、市立幼稚園への教員の加配であるが、幼稚園現場では、様々な課題を抱えた園児に対応する教員があまりにも少なすぎる。また、支援担当講師に預かり保育の担当までさせるのは言語道断である。

介助アルバイトの増員も含めて、教育委員会に再考を求めらるかどうか。

市： 教育委員会といたしましては、特別支援教育を必要とする幼児の割合が年々増加している状況は十分に認識しております。

今後も関係先等との連携を密に図りながら、特別支援教育を必要とする幼児の実態の把握に努めるとともに、幼稚園における教員の負担軽減の観点から、介助アルバイトの増員等、必要な要員の確保に向けて今後とも努力してまいります。

組： 次に、栄養教諭についてであるが、学校における食教育の大切さは、教育委員会も認識しているところである。そうであるならば、中学校給食が、全校で実施されるにあたって、国定数に加えて、市独自の加配を実施すべきであると考えらるが、この点について、教育委員会の再回答を求めらる。

市： 本市の厳しい財政状況の中で、人件費の抑制と削減を求められており、標準法に加える栄養教諭の配置は困難な状況ではあるものの、書記長ご指摘の学校における栄養教諭の配置の必要性は十分認識しております。学校調理方式による中学校給食の全校実施をふまえ、親子給食の親校や民間委託校に優先的に栄養教諭を配置するとともに、栄養教諭が未配置である学校における給食管理や食育を推進するため、担当校を巡回しやすいよう全市的均衡を考慮した配置を努めてまいります。

組： いま教育委員会より、我々の要求書に対する「現時点での考え方」が示されたが、その内容は極めて不十分であり、我々の要求に応えるものになっていない。

また、教育委員会が回答において管理運営事項とした項目については、我々としては勤務労働条件に密接にかかわる問題であると考えている。これらの点について再考を求めらる。

次回の回答交渉においては、本日の交渉と学校事務職員に関わる課題について、これまでの交渉の経過も踏まえ、誠意を持って回答されるよう強く要望しておく。

市： ただいま、皆様方のご意見をお聞きしたところでございます。本日の折衝結果を踏まえ、来る 12 月 4 日 午後 6 時 30 分から、市役所地下 1 階第 4 共通会議室で行う回答交渉において、誠意をもって回答をさせていただきますので、本日のところはよろしく願いいたします。

＜モデルケース＞ 小学校教諭の年収試算例（平成 30 年度末定年退職者）

- ・昭和 33 年 9 月 2 日生まれ
- ・勤続年数 38 年
- ・年金額/年額 約 167 万円…63 歳になった翌月分（10 月分）から支給開始

	勤務形態	週 38 時間 45 分	週 31 時間勤務	週 23 時間 15 分
	加入年金制度	地共済厚生年金	厚生年金	厚生年金
	年金支給※	全額支給停止	一部支給停止	一部支給停止
H31	給与	約 466 万円	約 373 万円	約 279 万円
	年金	(支給なし)	(支給なし)	(支給なし)
H32	合計	約 466 万円	約 373 万円	約 279 万円
	給与	約 466 万円	約 373 万円	約 279 万円
H33	年金	(全額支給停止)	約 39 万円	約 61 万円
	合計	約 466 万円	約 412 万円	約 340 万円
H34	給与	約 466 万円	約 373 万円	約 279 万円
	年金	(全額支給停止)	約 75 万円	約 119 万円
	合計	約 466 万円	約 448 万円	約 398 万円

(金額は年額)

※あくまでもモデルケースのため、給与や年金額、支給停止額等については実際と異なります。また、今後の条例や法改正等の状況によっては、大幅に変更になる可能性もありますのでご承知おきください。